

令和 4 年 9 月 15 日

各 位

株式会社さくらインベスト  
大阪府大阪市北区梅田二丁目 5 番 6 号  
桜橋八千代ビル 9 階  
代表取締役 服部 美月

## 当社に対する行政処分の取消しに関するお知らせ

令和 2 年 6 月 26 日付「当社に対する行政処分の効力の執行停止及び業務再開のお知らせ」にて公表いたしました訴訟（以下「本件訴訟」といいます。）につきまして、令和 4 年 8 月 31 日、東京地方裁判所より第一審判決の言い渡しがあり、本件訴訟において当社の請求が認容されました。

上記判決の内容について、相手方である国（農林水産省及び経済産業省）より控訴が可能となっておりましたが、控訴は行われず、令和 4 年 9 月 15 日に下記のとおり判決が確定いたしましたのでお知らせ申し上げます。

### 記

#### 1. 判決によって取り消された処分の内容

- (1) 法第 236 条第 1 項の規定に基づく許可の取り消し
- (2) 法第 232 条第 1 項の規定に基づく業務改善命令（顧客の財産の返還について具体的な方策を策定し、これを確実に履行すること）

以上

本件につきまして、日頃よりご愛顧いただいておりますお客様、関係者の皆様に、多大なご迷惑とご心配をおかけいたしましたこと、重ねてお詫び申し上げますと共に、皆様の信頼回復に全力を注いで努め、健全かつ適切な運営を確保してまいりますので、今後とも何卒よろしくご願ひ申し上げます。